

くらしの法律救急箱



第79回 公正証書のギモン

1 公正証書とは

公正証書とは、公証人が作成する公文書です。

公証人は、主に、裁判官、検察官、弁護士のように法律実務に携わった人の中から法務大臣より任命され、国家公務員法上の公務員ではありませんが、国の公務として公証作用を担います。公証人が執務する事務所である「公証役場」は約300か所あり、公証人は、国からは給与など一切の金銭的給付を受けず、国が定めた手数料収入によって事務を運営しています。

公正証書は、公正な第三者である公証人がその権限に基づいて作成した文書であるため、私文書に比べて、「その文書が当事者の意思に基づいて作成されたものに間違いはない」という強い推定が働き、裁判での証拠価値も高くなります。

また、金銭の支払いに関する公正証書に、「債務者が直ちに強制執行に服する」旨の陳述が記載されている場合は、裁判を経た場合と同じ効力（債務不履行があった場合に、直ちに強制執行をすることができる効力）があります。

さらに、法律上、公正証書で作成しなければ効力が生じない契約類型もあります。

以下では、公正証書が活用される場面について見てみましょう。

2 公正証書で合意しなければならない契約

(1) 事業用定期借地権設定契約

不動産の賃貸借契約のうち、事業用定期借地権設定契約の場合は必ず公正証書により設定しなければなりません。

(2) 任意後見契約

「任意後見」は、認知症などによって判断能力が不十分な状況に陥った場合に備え、あらかじめ代理人（任意後見人）を選任しておき、自分の生活維持や療養看護、財産管理のために必要な契約などを行ってもらえるものです。この契約は、必ず公正証書によらなければなりません。

(3) 保証意思宣明公正証書

令和2年の民法改正により、事業用融資の保証契約については、その締結日の前1か月以内に、公証人が保証人になろうとする者から直接その保証意思を確認して公正証書（保証意思宣明公正証書）を作成しなければ、効力を生じないこととなりました（法人が保証人になる場合や、保証人になる者が主たる債務者である法人の取締役等の場合は対象外です）。

3 公正証書が活用できる場面

(1) 遺言公正証書

遺言は、自分の死後の財産の分配などについて決め



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

ておくものであり、いくつかの種類がありますが、一番利用されているのは自分で全文、日付、氏名を書く「自筆証書遺言」でしょう。ただ、法律上、遺言については厳格な方式が定められており、その方式に従っていないと無効になりますし、内容が曖昧だと、遺言者の真意や意味する内容をめぐって相続人同士の争いを招きかねません。これに対して、公正証書による遺言は、公証人がその専門性をもとに作成するため、自筆証書遺言よりも安全かつ確実であるといえるでしょう。

なお、公証役場に出向くのが難しい場合は、公証人に出張を依頼することもできます。

(2) 金銭の支払いを約する契約

お金の貸し借りに関する契約は「金銭消費貸借」といい、必ず契約書を作らなければならないわけではありません。しかし、返済期限を過ぎ、催促しても返済がない場合は、裁判を起こして、勝訴判決を得て、その判決をもとに、債務者の財産に対して強制執行を行って、債権を回収することになります。この一連の手続きには、費用も、時間も、労力もかかります。

これに対して、「強制執行を受け入れる」旨の文言を入れた公正証書を作成しておけば、債務不履行があった場合に、裁判を経ることなく、強制執行が可能となります。

このような効果を目的に、離婚時の取決めについて、

公正証書が作成されることも多いのです。離婚をする際には、①離婚による財産分与、②離婚に伴う慰謝料、③年金分割、④子どもの養育費などについて話し合われますが、特に、子どもが幼い場合、④の養育費の支払期間も長期にわたります。公正証書を作成しておくことにより、途中で支払われなくなった場合にはすぐに給料の差押えなどの手続に入れることから、結果として、支払いの確実性を高めるものともいえるでしょう。

なお、それ以外の契約であっても、公正証書を作成することにより、契約成立の信用性を高める効果があります。

(3) 事実実験公正証書

権利義務や法律上の地位に関係する重要な事実について公証人が実際に認識した結果を記述する公正証書を「事実実験公正証書」といい、現状をあるがままに確定しておくものです。これは、将来の争いを防止するための一種の証拠保全手段といえ、ビジネスの場面で活用されることが多いのですが、例えば、尊厳死（過剰な延命治療を打ち切り、自然の死を迎えることを望むなど）を自ら希望する場合に、公証人がこれを聴取する事実実験をして、その結果を「尊厳死宣言公正証書」として残すこともあります。